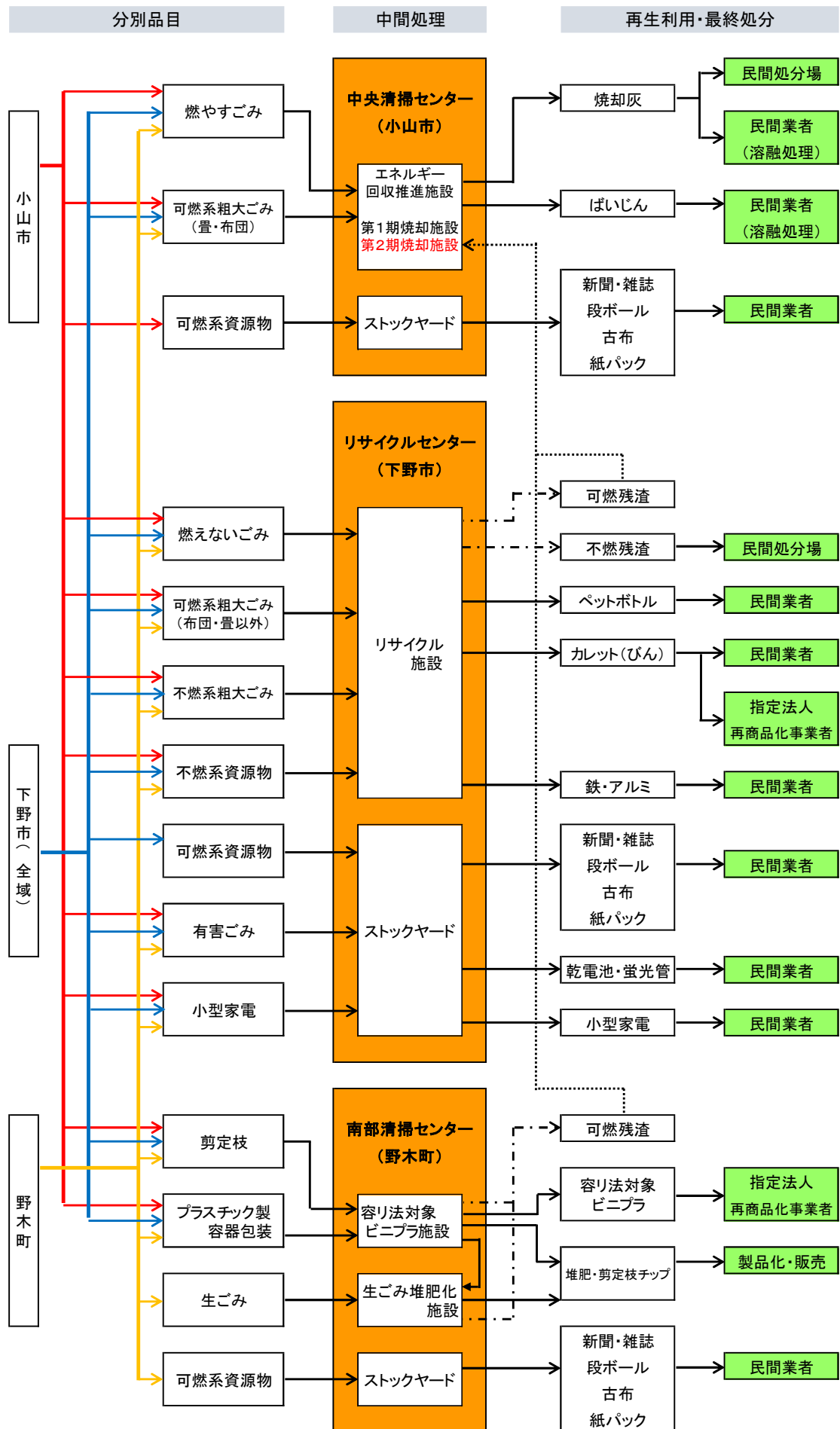


【ごみ処理フロー】



処理対象物一覧表

区分	区分	内容
燃却処理 対象物	燃やすごみ	生ごみ（野木町から発生したものを除く）、紙くず、木くず、硬質プラスチック製品など
	可燃系粗大ごみ	畳、ふとん等
	可燃残渣	リサイクルセンターで、粗大ごみを破砕処理後、金属等不燃物を取り除き選別された可燃性の残渣
		南部清掃センターで、プラスチック製容器包装及び剪定枝を取り除き選別された可燃性の残渣
	し渣	し尿処理施設から搬入されるし渣
選別・保管	可燃系資源物	小山市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック

処理不適物一覧表

①	処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの
②	分別がされていないもの （リサイクルセンター取扱品）	燃えないごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等を除く）
③	分別がされていないもの （南部清掃センター取扱品）	プラスチック製容器包装、剪定枝
④	有害性物質を有するもの	特別管理一般廃棄物（在宅医療廃棄物のうち注射針やチューブ（カテーテル）に付属する針等）、廃酸、廃アルカリ、農薬、殺虫剤など
⑤	処理に際して危険性のあるもの	廃油、ガスボンベ、スプレー缶（但し、使い切ったものは可）など
⑥	燃焼により有害性ガスを発生するもの	薬品など
⑦	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
⑧	自動車部品等	自動車リサイクル法等に該当するもの （自動車及びバイクのタイヤ、バッテリー、バンパーなど）
⑨	産業廃棄物	建築廃材、農機具、農業用ビニール、パレット、事業系プラスチック、事業系鉄・ガラスくず、事業用事務機器など
⑩	処理困難としているもの	大量のごみ（但し、1日2tトラック一台は可）、木の根（条件付きで搬入可）、土砂、洗濯物干し台、消火器、ピアノ、灰、石、漬物石、ペンキ、多量の蛍光灯、耐火金庫など
⑪	自らの施工が困難で業者に依頼することが一般的であると認められるもの	【物置、車庫】 木造及び組立式の物置で基礎のあるもの、組立式の車庫
		【住宅用設備機器（工事の必要のあるもの）】 浴槽、流し台、洗面台、便器、ボイラー、温水器（電気、ソーラー）、井戸ポンプ、太陽光発電パネルなど
		【住宅建設資材】 床材、廃材木、鉄骨、壁材、コンクリートがら、ブロック、レンガ、瓦、屋根材など